

指定通所介護重要事項説明書

1 事業の概要

事業所の名称等

法人名	合同会社 春咲花
法人所在地	〒690-0056 松江市雑賀町40-1
事業所名	ケアセンター咲花
事業所所在地	〒690-0056 松江市雑賀町40-1
事業所番号	3270104205
連絡先	電話(0852)27-7530 FAX(0852)55-6500
営業日	月曜日～土曜日(12月31日～1月3日を除く)
営業時間	8時から20時まで
サービス提供時間	9時から16時30分まで
延長サービス提供時間	8時から9時まで・16時30分から20時まで(緊急時等はこの前後も提供可能)
サービス提供地域	松江市
定員	30名(介護予防・日常生活支援総合事業の利用者を含む)

従業者の職種、員数及び職務内容

管理者	1人(常勤):業務管理
生活相談員	1人以上(常勤もしくは非常勤):生活相談
看護職員	1人以上(常勤もしくは非常勤):看護業務
機能訓練指導員	1人以上(常勤もしくは非常勤):機能訓練指導
介護職員	4人以上(1人は常勤):介護
口腔機能管理指導員	1人以上(常勤もしくは非常勤):口腔機能管理指導
(管理)栄養士	1人以上(常勤もしくは非常勤):栄養管理、調理
調理員	1人以上(常勤もしくは非常勤):調理
事務員	1人以上(常勤もしくは非常勤):一般事務

2 事業の目的及び運営方針

事業の目的

要介護状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう指定通所介護を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とします。

運営の方針

- 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行います。
- その他、介護保険関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施します。

3 指定通所介護の内容

入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は機能訓練もしくは送迎とし、指定通所介護の提供にあたっては次の点に留意します。

- 利用者の要介護状態の軽減又は維持に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所介護計画を作成します。
- 通所介護計画に従って、利用者の機能訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助を行います。
- 自ら提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にサービスの質の向上を図るよう努めます。
- 介護技術の進歩にあわせた適切な介護が行われるよう配慮します。
- 職員は、指定通所介護の提供方法等についての説明にあたっては、利用者又はその家族に対し理解しやすいように行い、かつ利用者の立場に立って懇切丁寧に行うものとする。
- 職員は、常に利用者の心身の状況を的確に把握し、入浴、排泄、食事等その他の日常生活上の世話、機能訓練等を利用者の希望に沿って提供するよう努めます。特に認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応した指定通所介護が提供できる体制を整えるよう努めます。

4 利用料金

厚生労働大臣が定める告示上の額で、介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じて以下のとおりとします。 ※()内は2割負担の場合、< >内は3割負担の場合の額。(単位:円)

通所介護費 【通常規模型事業所】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間以上 4時間未満	370(740) <1,110>	423(846) <1,269>	479(958) <1,437>	533(1,066) <1,599>	588(1,176) <1,764>
4時間以上 5時間未満	388(776) <1,164>	444(888) <1,332>	502(1,004) <1,506>	560(1,120) <1,680>	617(1,234) <1,851>
5時間以上 6時間未満	570(1,140) <1,710>	673(1,346) <2,019>	777(1,554) <2,331>	880(1,760) <2,640>	984(1,968) <2,952>
6時間以上 7時間未満	584(1,168) <1,752>	689(1,378) <2,067>	796(1,592) <2,388>	901(1,802) <2,703>	1,008(2,016) <3,024>
7時間以上 8時間未満	658(1,316) <1,974>	777(1,554) <2,331>	900(1,800) <2,700>	1,023(2,046) <3,069>	1,148(2,296) <3,444>

※心身の不調等により、所要時間2時間以上3時間未満の通所介護を利用した場合は、上表の【4時間以上 5時間未満】の所定単位数の70%を算定します。

加算項目(共通)

入浴介助加算(I)	40(80)<120>
中重度者ケア体制加算	45(90)<135>
認知症加算	60(120)<180>
若年性認知症利用者受入加算	60(120)<180>
ADL維持等加算(I)/(II)	1月につき加算(I):30(60)<90> / 加算(II):60(120)<180>
栄養アセスメント加算	1月につき50(100)<150>
栄養改善加算	200×月2回(400×月2回)<600×月2回>
口腔・栄養スクリーニング加算(I)/(II)	6月につき加算(I):5(10)<15> / 加算(II):20(40)<60>
口腔機能向上加算(II)	160×月2回(320×月2回)<480×月2回>
科学的介護推進体制加算	1月につき40(80)<120>
サービス提供体制強化加算(I)	22(44)<66>
介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数に9.2%を乗じた単位数で算定 (【所定単位数に9.2%を乗じた単位数×2】で算定) <【所定単位数に9.2%を乗じた単位数×3】で算定>
感染症又は災害に起因する利用者減の場合	基本単位数に3%を乗じた単位数で算定 (【基本単位数に3%を乗じた単位数×2】で算定) <【所定単位数に3%を乗じた単位数×3】で算定>

*送迎を行わない場合、片道47単位(2割負担:94単位)<3割負担:141単位>を減算。

*各種加算に関する要件等については別紙『ご利用料金表』をご参照ください。

その他の費用

- 食費:昼食 750円 【希望に応じて 朝粥150円 夕食750円】
- 利用者の希望により提供する日常生活に必要なサービス、教養娯楽費の費用:実費(必要時徴収)
- レクリエーション、機能訓練等 参加料金:実費(必要時徴収)
- 延長サービスの利用料金(介護保険外サービス)
 - 8時から9時まで及び16時30分から20時まで : 30分 300円
 - 上記の時間の前後(緊急時等) : 30分 600円
- キャンセル料 750円
通所介護ご利用予定当日の11時までにお休みされる旨のご連絡がない場合やその他キャンセル料を徴収することが妥当と判断される場合等は、昼食費相当分として申し受けます。

利用料の支払方法

- ・山陰合同銀行口座引き落とし（利用月の翌月27日が引き落とし日です。）
- ・島根銀行口座引き落とし（利用月の翌月27日が引き落とし日です。）
- ・郵便局口座引き落とし（利用月の翌月27日が引き落とし日です。）
- ・現金払い、口座振込み

5 緊急時等における対応方法

指定通所介護の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

6 事故発生時の対応

指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、家族、市町村、主治医や関係医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

7 非常災害時の対応及び対策

- ・非常災害時（火災、風水害、地震等）においては、事業者が作成する消防計画に沿って速やかに消防機関等に通報し、同時に避難、救出等の必要な対応を取ります。
- ・対策については、法令に定めのある訓練や教育等の実施により職員に周知徹底し万全を期します。

8 苦情対応窓口

指定通所介護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、窓口を設置しています。

- ・合同会社春咲花 ケアセンター咲花
〒690-0056 松江市雑賀町40-1
電話：0852-27-7530 FAX：0852-55-6500
責任者：代表社員 井上浩一 担当者：副施設長 長尾智子
受付時間：月曜～土曜 8時30分～17時30分

- ・その他の相談窓口
島根県健康保険団体連合会：0852-21-2811
松江市健康福祉部介護保険課 事業所指定係：0852-55-5689

※苦情をお受けした場合、速やかに検討し誠意を持って対応します。一般的な事項については、当事業所常設窓口にて対応します。内容によっては、県、市町村、国保連合会などの該当機関に速やかに繋げます。

9 秘密保持

- ・職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を決して漏らしません。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とします。
- ・秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記しています。

10 虐待防止に関する事項

- ・事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 当該事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。（以下「虐待防止委員会」））を定期的に関催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ・事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村など関係機関に通報します。

11 職員の研修

全ての職員に対し、職員の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けます。

- (1) 採用時研修：採用後3ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修：年に2回以上実施

12 記録の整備

利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

13 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員に対するハラスメント指針の周知・啓発

- (2) 職員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

14 その他運営に関する事項

指定通所介護のご利用にあたり、以下に掲げる事項についてご留意いただきますようお願いいたします。

- (1) 利用日に家庭の用事や医療機関を受診する場合等には、通所介護の利用前後に家族等で対応すること。
- (2) 事業所内において政治活動又は宗教活動を行ってはならない。
- (3) 事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。
- (4) 紛失等のトラブル防止のため、必要時以外の金品等の持参は控えること。
- (5) 指定通所介護利用当日の利用者の心身の状況等から、やむを得ず利用時間が短くなった場合で、通所介護計画上のサービス提供が実施されていた場合は、計画どおり通所介護費を算定する。ただし、以下の場合は記載のとおりとする。
 - ①利用時間を大きく短縮した場合(概ね3時間以上)は、その時間に対応した通所介護費を算定する。
 - ②2時間未満で通所介護の利用を中止せざるを得ない場合には、当日のキャンセルとして通所介護費は算定しない。ただし、キャンセル料を請求する場合がある。
- (6) 非常災害時等（火災、風水害、地震、積雪等）においては、事業者は安全配慮義務履行等のために、県、市町村、関係諸機関の指示や助言、事業者が策定する消防計画、または事業者の判断等に基づき、やむを得ず休業または利用時間の短縮をすることがある。
 - ①利用時間を短縮した場合で、通所介護計画上のサービス提供が実施されていた場合は計画どおり通所介護費を算定する。
 - ②利用時間を大きく短縮した場合の通所介護費の算定取り扱いについては、前号の①②と同様とする。
- (7) 前2号により利用時間の短縮や休業等を行う場合は、その決定をした後、速やかに家族等、指定の緊急連絡先に連絡し、併せて当該利用者に係る居宅介護支援事業者にも連絡することとする。
- (8) 指定通所介護利用中に理美容サービスの利用ができる。これに係る料金は別途必要となる。
- (9) 福祉サービス第三者評価：実施なし